

第2次米原市行財政改革大綱
～創造的な選択で元気な米原市へ～

平成 22 年 (2010 年) 4 月

米 原 市

目 次

第 1 新たな大綱策定の趣旨	2
第 2 背景	2
第 3 推進期間	4
第 4 位置付け	4
第 5 改革の進め方	4
第 6 改革に取り組む姿勢	5
第 7 基本方針	5
行財政改革大綱の体系	6
第 8 行財政改革推進項目	7
(地域を経営する組織体への転換)	7
(質の高い行政サービスの展開)	9
(まちづくりを担う多様な主体との「絆」を重視した連携・協働)	10
第 9 行財政改革の進行管理体制	11
第 10 最後に	11
用語の解説	13
参考資料	18

第1 新たな大綱策定の趣旨

これまでの行財政改革

平成 17 年(2005 年)2 月と 10 月の 2 度にわたる合併により誕生した現在の米原市。最大の行政改革ともいわれる合併の効果を最大限活かしていくためには、これまで以上に簡素で効率的な行政運営に取り組む必要がありました。

本市では、合併後直ちに「第 1 次行財政改革大綱」の策定に着手し、平成 17 年度(2005 年度)末には「行財政改革実施計画(集中改革プラン)」と合わせて策定・公表しました。

第 1 次大綱では、基本方針を「市民の満足度を高めるための行政サービス」、「市民との協働によるまちづくりの推進」および「持続可能な行政経営システムの確立」と定め、様々な取組を推進してきました。課題は残されているものの、まちづくりの基本ルールとなる自治基本条例¹の策定や、指定管理者制度の導入、計画を上回る職員数の削減、事務の効率化、市民への情報提供・情報共有手法の開拓などの成果を上げてきました。

しかしながら、財政状況は、国における「三位一体の改革²」の不完全な実施による地方交付税³の削減や、県の財政構造改革プログラム等による補助金の削減の影響、また本市は合併以降、投資的経費⁴や特別会計⁵への繰出金が類似団体⁶を大きく上回るなど、財政の硬直化が進んでいます。

社会経済情勢の変化と改革継続の必要性

平成 20 年(2008 年)後半のアメリカの金融危機に端を発する世界的な経済危機により、企業業績の長引く低迷や、それに伴う雇用環境の著しい悪化など、地域経済へ深刻な影響を及ぼしており、税収入の減少として自治体財政にも大きく影響が及んでいます。

さらに、国の政権交代で諸般にわたり制度の見直しが進められており、税制や交付金、補助金など地方公共団体の歳入に与える影響が流動的であり、中長期はもとより短期的にも財政見通しを立てにくい状況になっています。

こうした状況を踏まえ、本市が市民と共に着実に自治の歩みを進めていくためには、市として果たすべき役割は責任を持って担えるよう、持続可能な行財政基盤を早期に確立するとともに、市民、事業者、NPO⁷等が身近な課題の解決のために活躍する「新しい公共」の領域を広げていく必要があります。行政を含む多様な主体が相互補完的に活躍する協働のまちづくりを進め、行政サービスの提供方法や市役所の行政経営システムを改革し、サービスの維持や質的向上を目指していかなければなりません。

第 1 次行財政改革大綱の期間が平成 21 年度(2009 年度)で終了しますが、これまでの改革の歩みを緩めず、間断なく更に取組を進めていくため、新たな大綱を策定します。

第2 背景

人口減少社会の到来

「人口動態統計⁸」によると、平成 17 年(2005 年)は、現在の形で調査を始めた明治 32 年(1899 年)以降、初めて出生数が死亡数を下回る自然減を記録しました。

平成 17 年(2005 年)の「国勢調査⁹」の結果でも、10 月 1 日現在の日本の総人口が、第 2 次世界大戦後、初めて前年の推計人口を下回り、日本が「人口減少社会」に突入していること

が明らかとなりました。

本市の人口も、平成 17 年(2005 年)12 月をピークに減少傾向が続いています。年間の出生数は、平成 11 年(1999 年)から平成 13 年(2001 年)まで 400 人台前半でしたが、平成 15 年(2003 年)以降 300 人台前半で推移しています。「日本の市区町村別将来推計人口(平成 20 年 12 月推計)¹⁰」によると、本市の年少人口(0～14 歳)は、平成 17 年(2005 年)の 6,343 人が、平成 32 年(2020 年)は 4,564 人、平成 47 年(2035 年)には 3,772 人になると推計されています。(参考資料 1)

「米原市総合計画¹¹」の基本構想では、平成 28 年度(2016 年度)までの 10 年間で都市圏からの移住者を受け入れることなどにより定住人口 42,000 人を維持していくことを目標としていますが、行財政改革では、短期の現実的な対応が求められることから、人口減少期に入ったことを前提としなければなりません。

高齢化の進行

本市の高齢化率(人口に占める 65 歳以上人口の比率)は、平成 22 年(2010 年)3 月 1 日現在で 24.8%ですが、30%を超える自治会数は全 104 のうち 35 自治会、さらに 40%を超える自治会数はそのうち 5 自治会あります。防犯・防災活動、清掃等の共同作業、冠婚葬祭時の相互扶助といった集落機能の維持が困難となるなど、過疎・高齢化の問題は深刻化しています。

将来の高齢化率を推測する目安として、人口に占める 55 歳以上人口の比率を見てみると、40%を超えているのは 61 自治会あり、10 年後には市内の半数以上の自治会で高齢化率が 40%を越えることとなります。(参考資料 3, 4)

また、高齢化の進行は、人口減少、少子化と重なり、生産人口(15～64 歳)割合の減少につながっており、予算に占める社会保障関連経費は増加の一途をたどっています。

現在一部の地域で起こっている高齢化の課題は、市民と共に取り組むべき市全体の課題になっています。

地方分権改革

地方分権改革は、平成 12 年(2000 年)に施行された地方分権一括法により、国と地方の関係がこれまでの「上下・主従」から、「対等・協力」へと改められ、大きく転換しました。

その後、平成 16 年(2004 年)からは「三位一体の改革」が進められ、国から地方へ 3 兆円の税源移譲が実現しましたが、一方で地方自治体が自由に使えない制度のままで国庫補助率が引下げられ、地方交付税の大幅な削減が行われたことで、地方自治体は厳しい財政運営を強いられる結果となりました。

平成 19 年(2007 年)に設置された国の地方分権改革推進委員会¹²からは、「地方が主役の国づくり」を目指し、「地方政府」の確立のため、基礎自治体への権限移譲や法令による義務付けの見直しなど 4 次にわたり内閣総理大臣に勧告がされました。

こうしたこれまでの地方分権改革の議論を引き継ぐかたちとなった現政権は、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決める、活気に満ちた地域社会をつくるための改革の根底をなす理念として、「地域主権」という言葉を用い、国と地方が対等の立場で対話することができる新たなパートナーシップ関係へ根本的な転換を図ることとしています。

また、市民や NPO 等が身近な課題を解決するために活躍する「新しい公共」づくりを支援することで、地域の絆の再生や肥大化した「官」のスリム化を目指としています。

合併特例期限後を見据えた行財政基盤づくり

合併した市町村に対しては、地方交付税や合併特例債¹³による措置など、法律に基づく国からの財政支援が認められています。特に財政上大きなものは、地方交付税のうち普通交付税額算定の特例(合併算定替)です。これは、合併年度を含む10年間は、合併がなかったものと仮定して旧町単位で毎年算定した普通交付税額が保障され、さらにその後5か年度は激変緩和措置として段階的に特例分が縮減されていく制度です。

本市では、平成27年度(2015年度)から縮減期間に入り、平成32年度(2020年度)には新市の規模で算出した本来の交付税額(一本算定額)となります。

平成21年度(2009年度)における合併算定替と一本算定との差額は約14億円です。交付税総額の変動もあり、市への交付額が年2%の割合で減額されていくと仮定すると、平成32年度(2020年度)の交付額は、対平成21年度比でマイナス約22億円になると試算しています。(参考資料5)

行財政改革の取組のスピードを緩めることなく、合併特例期限内にさらなる事務事業の見直し、組織人員体制の改善や適正化、公共施設の配置検討などに取り組み、早期に本市の規模に見合った行財政基盤を構築しなければ、財政は危機的な状態に陥ることが見込まれます。

第3 推進期間

この大綱は、平成22年度(2010年度)から平成26年度(2014年度)までの5年間で推進期間とします。

ただし、地方自治に関する大幅な制度改正や社会経済動向の大きな変化など、様々な情勢の変化に伴い、大綱の内容が実情に合わなくなった場合には、必要に応じて見直しを行います。

第4 位置付け

自治基本条例では、まちづくりの姿勢として、「適切かつ効果的な都市経営を推進することにより、市民福祉の向上を図り、常に最少の費用で最大の効果を挙げるよう努めなければならない」こと、職員の責務として、「都市経営の改善および効率的な事務の執行に努めなければならない」ことを規定しています。

また、「米原市総合計画」においては、政策実現のための都市経営手法のひとつとして行財政改革の推進を位置付けています。

第5 改革の進め方

実施計画の策定

この大綱に基づき、行財政改革を着実に進めるため、具体的な改革の取組内容、時期および目標を明確にした「行財政改革実施計画」を策定します。

目標と進捗状況の可視化

取組の状況や結果を検証しやすくするため、実施計画では可能な範囲で数値化を図ります。

可視化(見える化)は、単に市民に対する情報公開の意味だけではなく、課題や問題点を明らかにすることで、改善に向けた施策の展開を促す効果をねらいとします。

取組状況の分かりやすい情報発信

改革の取組状況は、適切な時期に市民に対して分かりやすくお知らせします。

市民と共に

行財政改革は、公共サービスを受取る市民の協力なくして進めることはできません。また、市民も世代を超えた公益の増進の立場から考え、行動してもらわなければ本当の改革はできません。自治基本条例では、市民の役割として、「地域社会の諸活動を自ら組織し、事業者等および市と連携しつつ、地域社会の活性化および課題の解決のため、公共的活動を推進する」ことが規定されています。

持続可能な都市経営を推進するため、市民と共に考え、理解を得ながら改革を実行していきます。

第6 改革に取り組む姿勢

市政の持続的発展を支え、市民の期待と信頼に応える行財政改革を進めるため、この大綱に基づく取組の基本的な姿勢として、次の3つを掲げて推進します。

- (1) 市民の視点に立って真に必要な行政サービスを見極める。
- (2) 現場主義を徹底し、市民との対話の中から地域課題を探り、その解決方策を創出する。
- (3) スピード感を持って果敢に行動する。

第7 基本方針

この大綱では、限りある財源を有効に活用し、効率的、効果的な行政経営を行う自立した自治体としての行政基盤の確立と市民福祉の向上に向けて、次の3つの基本方針を掲げ、計画的に取り組めます。

- (1) 地域を経営する組織体への転換
- (2) 質の高い行政サービスの展開
- (3) まちづくりを担う多様な主体との「絆」を重視した連携・協働

行財政改革大綱の体系

地域を経営する組織体への転換

- 1 職員の意識改革と資質向上
 - (1) 職員の意識改革
 - (2) 人材育成
 - (3) 持続的な事務改善
- 2 組織体制の改革
 - (1) 地域経営の視点に立った組織体制整備
 - (2) 部局等を越えた横の連携強化
 - (3) 危機管理体制の強化
 - (4) 他自治体との連携
- 3 健全な財政運営
 - (1) 新規市債発行の抑制と繰上償還の実施
 - (2) 財政調整基金に頼らない予算編成
 - (3) 補助事業の見直し
 - (4) 徴収率の向上
 - (5) 受益者負担の適正化
 - (6) 自主財源の確保
 - (7) 財政状況の分かりやすい情報提供
 - (8) 特別会計事業の財政健全化
- 4 職員数および職員給与の適正化
 - (1) 定員適正化計画の計画的な履行
 - (2) 給与の見直し

質の高い行政サービスの展開

- 5 行政サービスの質的改革
 - (1) 市民の意向の的確な反映
 - (2) 真に必要な行政サービス
 - (3) 分かりやすい情報発信と説明の徹底
 - (4) 環境に配慮した行政施策の展開
 - (5) ゼロ予算事業、低予算事業の推進
- 6 公共施設の見直し
 - (1) 市の規模に見合った施設の整理
(廃止・移管・売却・運営改善)
 - (2) 少子化など社会構造の変化に対応した
保育・教育施設の見直し
 - (3) 管理運営主体の見直し
 - (4) 遊休資産の活用
- 7 事務事業の整理合理化
 - (1) 類似事業の整理統合
 - (2) 行政評価と事業仕分け(事業整理)

まちづくりを担う多様な主体との「絆」を重視した連携・協働

- 8 まちづくり(公共)を担う多様な主体との連携・協働
 - (1) 協働のまちづくりの推進
 - (2) 行政評価と事業仕分け(役割分担の明確化)
 - (3) 民間活力の積極的な活用
- 9 市政の透明化の推進
 - (1) 予算編成過程の公表
 - (2) 多様な手法による市民参画機会の確保
 - (3) 市民への情報提供の充実
 - (4) 市主宰の各種会議の内容公表

第8 行財政改革推進項目

基本方針(1) 地域を経営する組織体への転換

1 職員の意識改革と資質向上

市民と共に行財政改革を進めていくためには、それを担う職員の意欲や能力の向上が不可欠です。これからの自治体職員には、市民と向き合う中で課題を見出し、解決方策を提案・実行できる能力など更なる資質の向上が求められます。

また、職員は、ふるさと米原を大切にすると誇りを持って誠実に職務にあたり、市民から信頼を得られる存在とならなければなりません。

(1) 職員の意識改革

- 前例踏襲主義、事なかれ主義、秘密主義に陥ることなく、市民の視点に立った施策・事業立案と行動ができるよう職員意識の醸成を図ります。
- コスト意識を徹底し、少額でも常に必要性、妥当性を考えます。
- 職場内での議論を活性化させ、職員相互に刺激し合える職場づくりを行います。
- 国や県、他市との関係は、役割分担を意識し、依存から連携・協働への転換を図ります。

(2) 人材育成

- 目指す職員像と、それに向けた方策を示す「人材育成基本方針」に基づき、計画的な人材育成、人材開発を行います。
- 職員の適性を見極め、計画的な異動により将来を見据えた人材育成を図ります。
- 職位職責に応じた能力向上や、職場での活用、意識の変革につながる研修事業を展開するとともに、研修効果の検証を行います。
- 現在試行中の人事考課制度の検証を行い、職員のやる気や働きがいを引き出し、市民サービスの向上に努めます。

(3) 持続的な事務改善

- 日々の業務の中で、前例踏襲的な考えを取り除き、無駄の排除や効率化を考えて行動できる改善意欲の高い職員を増やすため、組織・システムづくりを行います。

2 組織体制の改革

これまでの「行政運営」から、経営感覚を持って地域づくりを行う「地域経営」へと転換し、組織のあり方を改革していきます。

(1) 地域経営の視点に立った組織体制整備

- 「ヒト、モノ、カネ」、更には「情報」や「時間」、「経験」といった行政経営資源の最適配分を目指すとともに、政策調整に当たっては組織内部で有機的な連携を図ります。
(事業評価と連動して行政資源が配分される経営システムの構築)
- 組織機構は、市民にとって利用しやすく、分かりやすいものにします。
- 職位に応じた役割と責任の持ち方を明確にします。
- 部・局・課(室)の使命と目標(定量的指標)の明確化を図ります。

- (2) 部局等を越えた横の連携強化
 - 複雑多様化する行政課題に対応するため、複数の部局や課(室)の連携を強化します。
 - 横の連携に当たっては、責任の所在があいまいにならないよう、どこが何に責任を持って取り組むかを明確にします。
- (3) 危機管理体制の強化
 - 法令違反、倫理規定違反、事務処理誤り等の不祥事は、市役所に対する市民の信頼を大きく損ないます。また、自然災害や事故発生時には、市民の安全のため、迅速かつ的確な対応が求められます。そのため、想定し得る危機事案を洗い出し、未然に防ぐ対策を実施するとともに、事案が生じた場合も影響を最小限にとどめられるよう、危機管理体制を整備します。
- (4) 他自治体との連携
 - 「地方公共団体における事務の共同処理の改革に関する研究会」¹⁴(総務省設置)の議論や、これを受けて今後改正が予定されている関連法を注視し、効率的な事務処理が行えるよう、他自治体との連携の可能性を模索します。

3 健全な財政運営

市税収入の減少、高齢化に伴う扶助費¹⁵の増大、市債¹⁶の償還経費の増大など財政運営は厳しさを増す一方です。こうした状況下にあっても、市民生活を守るセーフティーネット(安全網)を確保しながら、選択と集中による戦略的な取組により持続可能な地域経営を行っていかねばなりません。このため、財務書類 4 表¹⁷により財産と将来負担を適切に把握しながら、財政健全化比率を意識した財政運営を行い、歳出構造の転換を図ることで財政の健全化を維持します。

- (1) 新規市債発行の抑制と繰上償還の実施
 - 市債を財源とする新規事業を精査するとともに、計画的な繰上償還の実施により、実質公債費比率¹⁸は 18%以下を堅持します。
- (2) 財政調整基金¹⁹に頼らない予算編成
 - 「歳入に見合った歳出」を基本とし、財政調整基金を取り崩さずに年間予算を編成します。
- (3) 補助事業の見直し
 - 補助の対象や必要性、額の妥当性を検証し、不断の見直しを行います。
- (4) 徴収率の向上
 - 市税は市の財源の根幹であり、税負担の公平性確保のため、滞納対策を強力に推進し、徴収率の向上を目指します。
- (5) 受益者負担の適正化
 - 受益者負担の原則に基づき、受益に応じた一定の負担を求めることで、サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保します。
- (6) 自主財源²⁰の確保
 - 広告収入や寄付金、不用財産の処分など、自主財源の確保に努めます。
- (7) 財政状況の分かりやすい情報提供
 - 分かりにくいといわれる市の財政状況を、分かりやすく情報発信し、市民に関心を高めてもらえるよう努めます。

- (8) 特別会計事業の財政健全化
- 特別会計による事業は、独立採算の原則のもと、市民負担の適正化や経費の節減など経営感覚をもって、より一層の効率化を図り、健全化を目指します。
 - 一般会計からの繰出基準外の繰出しについて、徹底した見直しを行います。

4 職員数および職員給与の適正化

- (1) 定員適正化計画の計画的な履行
- 職員数は当面、平成 19 年度(2007 年度)から平成 23 年度(2011 年度)までを計画期間とした「第 2 次定員適正化計画(平成 20 年 3 月策定)」に基づき、引き続き計画的な定員管理に努めます。
 - 中長期的には、業務内容、組織体制の見直し状況と連動して、更なる適正化を図ります。
- (2) 給与の見直し
- 社会経済情勢の変化や業務内容の変更等に応じ、適正な判断のもと、給与の見直しを行います。

基本方針(2) 質の高い行政サービスの展開

5 行政サービスの質的改革

- (1) 市民の意向の的確な反映
- 量的な行政サービスの提供から質の高い行政サービスへの移行を図るため、市民との対話を重視し、市民の意向把握に努めて事業選択を行います。
- (2) 真に必要な行政サービス
- 限られた財源で効果的な事業を実施するため、費用対効果の検証を行います。
- (3) 分かりやすい情報発信と説明の徹底
- 市民が理解しやすい表現で、正確な情報を伝えることを心がけます。
 - 行政用語や専門用語を言い換えるなど、受け手の市民の立場に立って表現を工夫します。
- (4) 環境に配慮した行政施策の展開
- 「米原市役所地球温暖化対策実行計画」(平成 20 年 7 月)に基づき、市役所が率先して地球温暖化対策を実践していきます。
 - 市が実施するすべての事業に共通する職員の行動規範となるよう、環境マネジメントシステム²¹を定着させます。
- (5) ゼロ予算事業、低予算事業の推進
- 市民、事業者等の協力や、職員の創意工夫により、経費をかけず、または少額の経費で実施できる事業を実施します。

6 公共施設の見直し

- (1) 市の規模に見合った施設の整理(廃止・移管・売却・運営改善)
- 設置後、相当の年数を経過した施設等について、所期の設置目的と現時点における使用実態とを比較、勘案しながら抜本的な見直しを行います。
 - 財政規模を考慮し、持続可能な施設維持管理体制を構築します。

- 旧町役場の庁舎を利用し、機能分担させている分庁方式について、その利点、欠点を検証し、今後における庁舎の在り方についての検討を行います。
- (2) 少子化など社会構造の変化に対応した保育・教育施設の見直し
 - 次世代を担う子どもの視点に立ち、保育・教育施設の適正な規模・配置について検討を行います。
- (3) 管理運営主体の見直し
 - 指定管理者制度²²を導入している公共施設等の運営状況を検証し、より効果的で効率的な運営主体について検討を行います。
- (4) 遊休資産の活用
 - 行政財産の余剰スペースを貸し付けるなど、遊休資産の利活用を図ります。

7 事務事業の整理合理化

- (1) 類似事業の整理統合
 - 事業の目的や対象者から類似事業を洗い出し、無駄のない効率的な事業展開が図れるよう整理統合を進めます。
- (2) 行政評価と事業仕分け(事業整理)
 - 行政評価システム²³や事業仕分け²⁴といった手法を活用し、成果の上がらない事業や効率の悪い事業は、手段の変更、廃止、縮小を行い、真に必要な事業への転換を図ります。

基本方針(3) まちづくりを担う多様な主体との「絆」を重視した連携・協働

8 まちづくり(公共)を担う多様な主体との連携・協働

公共サービスの提供を行政が独占する時代ではなくなっています。本市に関係するすべての公共の担い手が、持てる力を出し合い、まちづくりを地域社会全体で担う「新しい公共」の仕組みづくりが求められています。本市では、多様な主体が地域自治について共に考え、特色ある多様なまちづくり活動を支援する「地域創造会議」を市民自治センター²⁵の所管区域ごとに設置し、取組を始めています。

- (1) 協働のまちづくりの推進
 - 行政だけではなく、市民、事業者、NPO、市民自治組織などの多様な主体が役割を分担しながら公共的な活動を担っていく、協働のまちづくりを推進します。
 - まちづくりは市民が主役であり、その主役が直接まちづくりに関わることの意義は大きいことから、まちづくりを担う人材育成(支援)を行っていきます。
 - 真に必要な行政サービスを提供していくためにも、市民と共に課題を把握していく機会の創出を行います。
- (2) 行政評価と事業仕分け(役割分担の明確化)
 - 行政評価システムや事業仕分けといった手法を活用し、事業実施主体の見直しを図ります。
- (3) 民間活力の積極的な活用
 - 民間に委託する方がより効率的、効果的であると考えられる業務については、積極的

に外部委託(アウトソーシング)を図ります。

- 必ずしも行政が担わなくてもよい業務については、民間提案制度や競争入札方式等により、実施主体の多様化を図る取組も検討します。

9 市政の透明化の推進

- (1) 予算編成過程の公表
 - 市民に開かれた予算編成を行うため、編成過程で公表を行います。
- (2) 多様な手法による市民参画機会の確保
 - 市政への参加、参画および協働は、市民の権利であることを認識し、多様な手法でそれらの機会を確保します。
- (3) 市民への情報提供の充実
 - 市民に対して、より積極的な情報提供を行い、説明責任を果たすとともに市政への参加、参画を促します。
- (4) 市主宰の各種会議の内容公表
 - 市政の透明度を高めるため、市主宰の各種会議の内容を、公表基準を明確にして、積極的に公表していきます。

第9 行財政改革の進行管理体制

- (1) 進ちよく状況の取りまとめ
 - 各年度の上半期終了時および年度終了時において進ちよく状況を取りまとめます。
- (2) 行財政改革推進本部員会議
 - 幹部職員で構成する行財政改革推進本部会議に諮り、審議します。(参考資料 7)
- (3) 行財政改革市民会議
 - 本部員会議で審議した内容を、外部委員会である行財政改革市民会議の場で説明し、本部員と共に審議します。(参考資料 8)

改革の取組内容を公表する際は、市民の理解が得られるよう、分かりやすい情報提供に努めます。

全庁的な取組であることを意識付けるため、本部員は改革の司令塔として進行管理を的確に行うとともに、所属職員に対して適宜必要な指示と情報提供を行い、改革意識の醸成に努めます。

第10 最後に

市民の意向は常に把握しなければなりません、「あれも」「これも」実施して市民の満足度だけを追求する時代ではなくなったことを、市民と共に共有しなければなりません。理解・共感の上で納得してもらえる政策・事業の選択と予算の執行方法を考えていかなければなりません。

今回の改革を進めていくためには、行政だけではなく市民も共に考え、行動することが必要です。わたしたちは、今の時代をしっかりと認識した上で、「自助・共助・公助²⁶」について、今一度考えていくことが重要です。次代の子どもたちのために意識を変えていくことが、今求められている最大の課題であり、改革成功のかぎになると言えます。

人口減少社会は現実のものであり、人口増加、経済成長の右肩上がりの時代は終わりました。財政規模の拡大も望めません。しかしながら、こうした現状を悲観的にとらえるのではなく、現状の規模に見合った自治体経営を念頭に、新たな価値を見いだす創造的な選択を行い、元気な米原市を目指します。

用語の解説

1 米原市自治基本条例

米原市におけるまちづくりの基本ルールとなる条例であり、最高規範と位置付けられている。平成 17 年(2005 年)5 月に米原市と近江町の市民と、行政職員で組織する「新・米原市まちづくり基本条例をつくる会」が発足し、熱心な議論の結果を骨子として市へ答申。条例案は市議会平成 18 年第 2 回定例会で議決され、9 月 1 日に施行された。平成の合併で誕生した自治体では全国に先駆けて策定。「参考資料 6」に全文を掲載。

2 三位一体の改革

小泉政権下において、「地方にできることは地方に」という方針のもと、国の関与を縮小し、地方の権限・責任を拡大して、地方分権を一層推進することを目指し、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税の見直しの3つを一体として行われた改革。平成 16 年度(2004 年度)から平成 18 年度(2006 年度)の3か年で、約 4.7 兆円の国庫補助負担金の廃止・縮小と、約 3 兆円の税源移譲が実現した一方で、地方交付税が約 5.1 兆円削減された。

3 地方交付税

全国どこの市町村に住んでも一定水準の行政サービスが受けられるように、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税およびたばこ税の一定割合を、地方公共団体の財政規模に応じて国が交付する財源。地方交付税には、普通交付税(総額の 94%)と特別交付税(総額の 6%)があり、前者は人口や面積など合理的基準に基づき算出され、後者は普通交付税で反映できない特別の事情を考慮して交付されている。

4 投資的経費

その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等が財産として将来に残るものに支出される経費。主なものは普通建設事業費(道路や学校等、公共用または公用施設の新増設等の建設事業に要する費用)。

5 特別会計

特定の事業を行うために特定の歳入歳出を一般会計の歳入歳出と区別して別に経理するための会計のこと。米原市では 12 の特別会計を設置している。

6 類似団体

地方公共団体の「地方財政状況調査」等の報告に基づき、総務省が毎年度作成する都道府県財政指数表および類似団体別市町村財政指数表における類型別の類似団体をいう。類似団体別市町村財政指数表では、人口と産業構造の 2 要素の組合せで複数の類型に分類される。類似する他市との比較により、財政状況の特徴を把握することが可能となる。米原市が属する類型は現在 I-1。平成 19 年度(2007 年度)決算では、全国で 132 市、滋賀県内では野洲市が同じ類型に属している。

7 NPO

Non-Profit Organization の略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的とし

ない団体の総称。このうち NPO 法人とは、特定非営利活動促進法(NPO 法)に基づき法人格を取得した特定非営利活動法人の一般的な総称。

法人格の有無を問わず、様々な分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

8 人口動態統計

厚生労働省所管の基幹統計。出生・死亡・婚姻・離婚および死産の5種類の「人口動態事象」を把握し、人口および厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的としている。

出生・死亡・婚姻および離婚については「戸籍法」により、死産については「死産の届出に関する規定」により、市区町村長に届け出られる各種届出書から「人口動態調査票」が市区町村で作成される。調査票は、保健所長及び都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出され、厚生労働省ではこれらの調査票を集計して人口動態統計を作成している。

9 国勢調査

総務省所管の基幹統計。日本に住むすべての人を対象とする国の最も基本的な調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごとに行われる。

国勢調査の結果は、衆議院の小選挙区の画定基準、地方交付税の算定基準など、多くの法令でその利用が明記されている。また、国や地方公共団体における様々な施策の立案・推進に利用されるほか、学術、教育、民間など各方面で広く利用されている。

10 日本の市区町村別将来推計人口(平成 20 年 12 月推計)

国立社会保障・人口問題研究所が、平成 20 年(2008 年)12 月 1 日現在の 1805 市区町村(1782 市町村と東京 23 区)を対象として、平成 17 年(2005 年)から平成 47 年(2035 年)における市区町村別の将来人口推計の結果をとりまとめたもの。

11 米原市総合計画

平成 19 年度(2007 年度)に策定した計画。計画期間は平成 19 年度(2007 年度)から平成 28 年度(2016 年度)までの 10 年間。

米原市の現状と課題を踏まえ、どのようにまちづくりを進めていくのかという、市政運営の指針として、また市民、事業者、市がそれぞれ役割を担いながら、参画・協働してまちづくりに取り組むための基本的な指針となるもの。

地方自治法第 2 条第 4 項に基づき市町村が定める計画。

12 地方分権改革推進会議

地方分権改革の推進に関する基本的事項について調査審議するため、平成 19 年(2007 年)4 月に、地方分権改革推進法に基づき内閣府に設置された機関。内閣総理大臣に対し、地方分権改革推進計画作成のための具体的な指針を勧告することおよび地方分権改革の推進に関する重要事項について意見を述べることの2つの役割を担っている。4 次にわたる勧告を行い活動を終了。

「第 1 次勧告 ～生活者の視点に立つ「地方政府」の確立～」(平成 20 年 5 月 28 日)

「第 2 次勧告 ～「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大～」(平成 20 年 12 月 8 日)

「第 3 次勧告 ～自治立法権の拡大による「地方政府」の実現へ～」(平成 21 年 10 月 7 日)

13 合併特例債

合併後 10 年間、まちづくり推進のため、合併した市町村が市町村建設計画に基づいて行う事業や基金の積立てに要する経費について、その財源として借り入れられる地方債のことで、後年度における返済の 70%は普通交付税に算入される。

14 「地方公共団体における事務の共同処理の改革に関する研究会」

地方公共団体が、自らの責任と判断で事務の共同処理の一層の活用を図ることに資する観点から、現行の共同処理制度の課題を整理し、必要な制度改正や活用分野について具体的な提案をすべく検討を行うために総務省が設置した研究会。計 5 回の会議を経て、平成 21 年(2009 年)12 月に報告書がまとめられた。

15 扶助費

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づいて、被扶助者に対して生活を維持するために支出される経費(生活保護費、児童手当など)や、市が単独で行っている各種扶助のための経費。

16 市債

学校や道路などを建設する場合のように、長期間にわたって利用することができ、多額の経費が必要となる時に、その資金を調達する長期的な借入金のこと。長期にわたって返済するので将来の負担を分け合う働きもある。

17 財務書類 4 表

貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の 4 表。

平成 18 年(2006 年)8 月に総務省が策定した「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針(地方革新指針)」において、全ての地方公共団体に対して整備が要請された。

米原市では、平成 20 年度(2008 年度)決算分から公表している。

18 実質公債費比率

平成 18 年(2006 年)4 月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い、導入された財政指標。実質的な公債費に使われた一般財源の、標準財政規模(標準的な状態で通常収入が見込まれる地方公共団体の一般財源の規模)に対する割合で、その市町村で負担しなければならない借入金の返済に要する費用のこと。

実質的な公債費とは、普通会計における借入金の返済費用、および公営事業会計への繰出金や一部事務組合に対する負担金に含まれる借入金の返済費用。

この数値が 18%以上になると地方債の発行に国や都道府県の許可が必要になる。

19 財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するための基金であり、財源が不足する場合や特別の事情がある場合に取り崩して歳出に充てるもの。

20 自主財源

市が自主的に収入できる財源。(地方税、分担金および負担金、使用料、手数料など)

自主財源の比率は行政運営の自主性と安定性を確保できるかどうかの尺度となるので、できる限り自主財源の確保に努めることが重要である。一方、市独自で収入額を決められない財源は依存財源という。

21 環境マネジメントシステム

製品やサービスの国際的な規格の制定を目的として設立されている国際標準化機構(ISO)は、企業や組織からニーズに応え、継続的に環境を管理する規格として ISO14000 シリーズを制定している。米原市は、この規格に基づいた取組を行い、外部審査機関による審査を受け、ISO14001の認証を取得してきたが、平成 22 年度(2010 年度)からは市独自のシステムにより、環境配慮の取組を継承していく。

22 指定管理者制度

平成 15 年(2003 年)9 月の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理を、公共団体や公共の団体などに限ることなく、民間事業者やNPO法人などの団体に任せることを可能とした制度。

23 行政評価システム

行政が行う政策・施策・事務事業の内容と達成状況および成果などを、客観的に評価する手法。行政が行う業務の目標や達成度を評価することにより、PDCA サイクルにおける「C」(チェック)としての役割を担う。本市では平成 20 年度(2008 年度)から事務事業を対象として実施している。

24 事業仕分け

国や自治体が行っている事業について、必要性や妥当性(事業主体、執行方法、予算など)を外部の視点などを入れて検証する取組。平成 22 年度(2010 年度)予算編成に際し政府が採用して注目を浴びる。

25 市民自治センター

地方自治法第 155 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を分掌する支所として設置している市の組織。旧町の区域を所管区域としており、山東市民自治センター、伊吹市民自治センター、米原市民自治センターおよび近江市民自治センターが設置されている。

26 自助・共助・公助

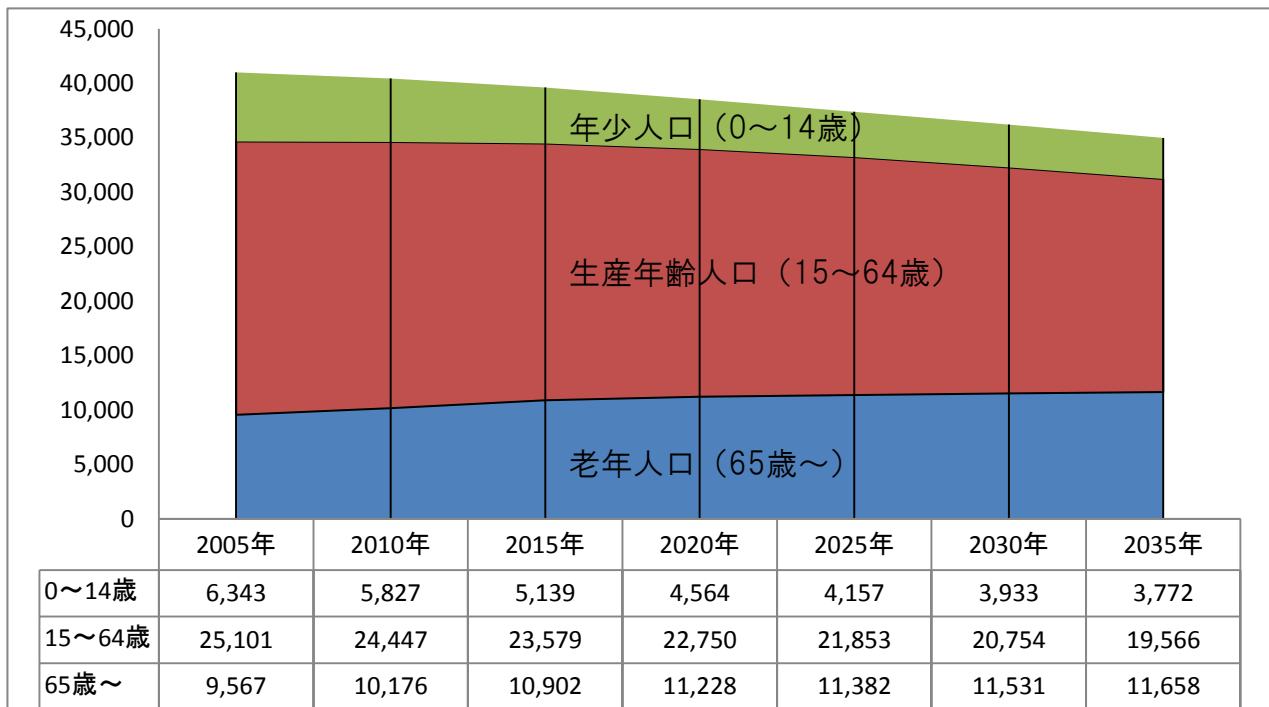
個人や家庭など身の回りの問題は、まず個人や家庭で解決にあたり(自助)、個人や家庭で解決できない問題は、地域で助け合って解決にあたり(共助)、それでも解決できない問題は、公的機関(市、県、国など)が解決にあたる(公助)という考え方。補完性の原理といわれる。



参 考 資 料

- 参考資料1 米原市の将来推計人口
- 参考資料2 米原市将来人口推計に基づく人口ピラミッド
- 参考資料3 市内自治会ごとの65歳以上人口比率
- 参考資料4 市内自治会ごとの55歳以上人口比率
- 参考資料5 地方交付税の見通し
- 参考資料6 米原市自治基本条例
- 参考資料7 米原市行財政改革推進本部設置要綱
- 参考資料8 米原市行財政改革市民会議設置要綱

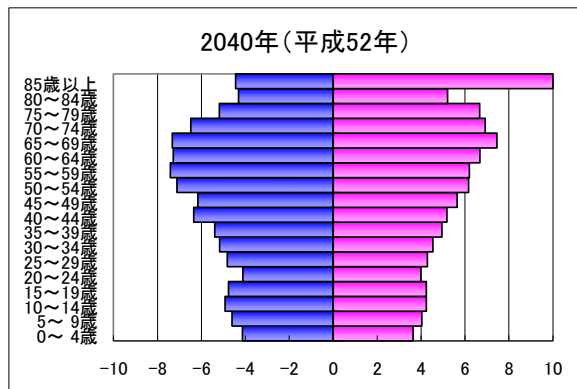
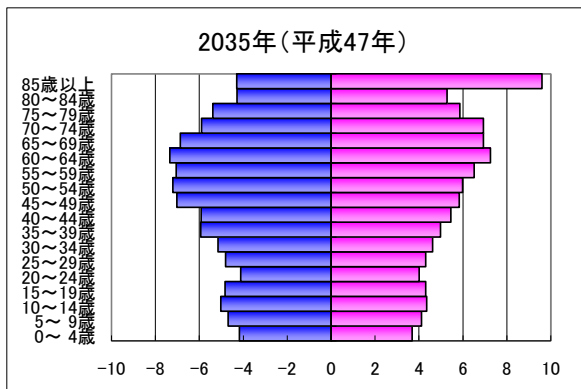
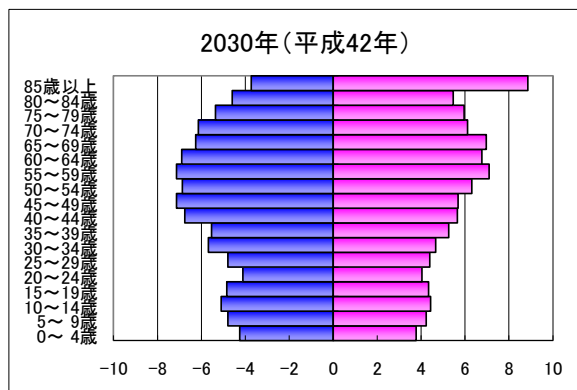
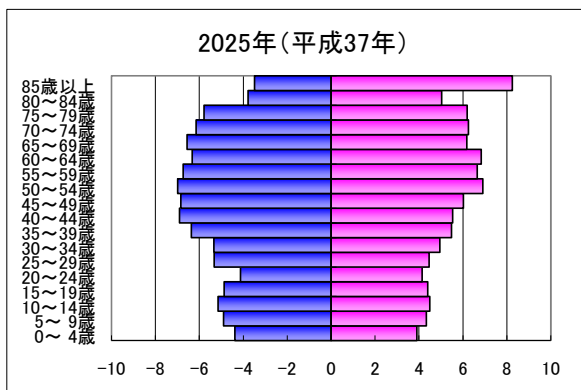
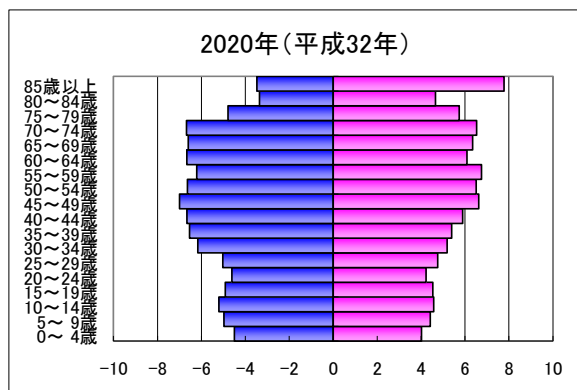
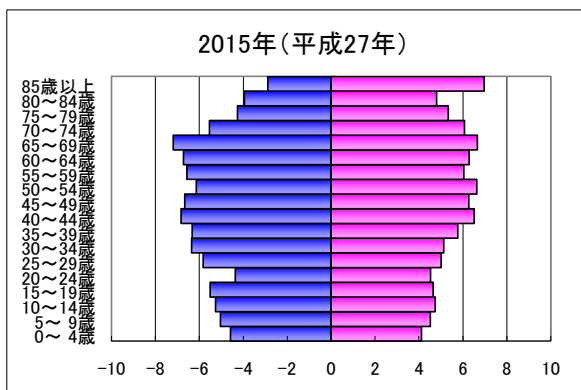
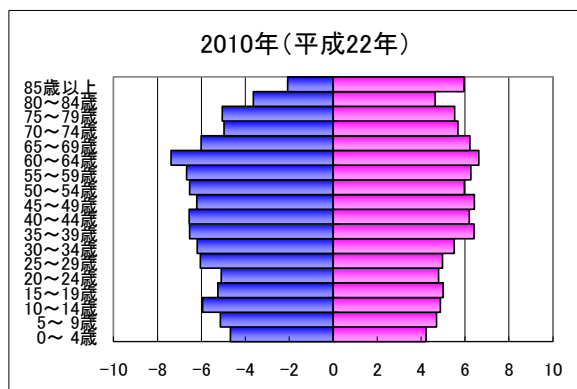
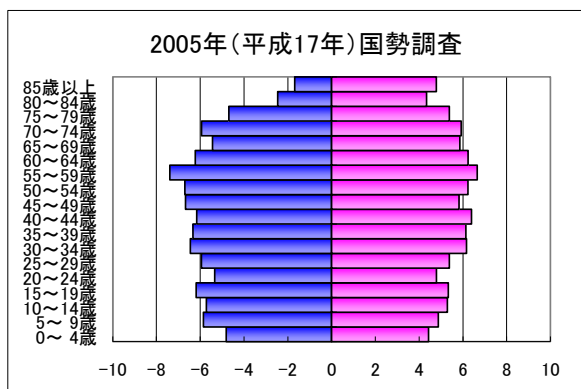
米原市の将来推計人口



国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口(平成20年12月推計)」

総数	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
合計	41,009	40,452	39,621	38,541	37,393	36,220	34,998
0～4歳	1,893	1,686	1,467	1,347	1,286	1,246	1,187
5～9歳	2,195	1,954	1,721	1,498	1,375	1,313	1,273
10～14歳	2,255	2,187	1,951	1,719	1,496	1,374	1,312
15～19歳	2,357	2,082	2,059	1,838	1,619	1,411	1,298
20～24歳	2,074	2,112	1,919	1,893	1,692	1,493	1,309
25～29歳	2,319	2,241	2,239	2,034	2,010	1,800	1,593
30～34歳	2,585	2,361	2,279	2,279	2,071	2,046	1,834
35～39歳	2,555	2,617	2,389	2,305	2,304	2,094	2,070
40～44歳	2,575	2,565	2,628	2,399	2,314	2,313	2,102
45～49歳	2,557	2,550	2,542	2,606	2,379	2,295	2,295
50～54歳	2,649	2,518	2,517	2,509	2,575	2,349	2,265
55～59歳	2,875	2,599	2,473	2,475	2,469	2,537	2,314
60～64歳	2,555	2,802	2,534	2,412	2,420	2,416	2,486
65～69歳	2,319	2,476	2,722	2,465	2,348	2,363	2,360
70～74歳	2,432	2,166	2,328	2,571	2,334	2,229	2,252
75～79歳	2,069	2,151	1,942	2,099	2,333	2,124	2,038
80～84歳	1,404	1,707	1,805	1,657	1,807	2,032	1,856
85歳～	1,343	1,676	2,105	2,436	2,560	2,783	3,152

	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
総人口指数	100.0	98.6	96.6	94.0	91.2	88.3	85.3
年少人口割合(%)	15.5	14.4	13.0	11.8	11.1	10.9	10.8
生産年齢人口割合(%)	61.2	60.4	59.5	59.0	58.4	57.3	55.9
老年人口割合(%)	23.3	25.2	27.5	29.1	30.4	31.8	33.3
75歳以上人口割合(%)	11.7	13.7	14.8	16.1	17.9	19.2	20.1



凡例

■ 男(%) ■ 女(%)

- 5歳階級別人口の構成割合をグラフにしたもの。
- 「米原市総合計画」策定時に算出した将来人口推計をもとに政策秘書課で作成。
- 将来人口推計は、過去2回の国勢調査結果をもとにコーホート要因法(一定の期間内に生まれた集団の変化分を死亡数(生存率)および人口移動数、出生に分離して行う方法)で算出。

参考資料 3 市内自治会ごとの65歳以上人口比率 (平成22年3月1日現在)

自治会名	65歳以上の人口(A)	全人口(B)	高齢化率(A/B)
長久寺	17	66	25.76%
柏原	613	2,029	30.21%
須川	57	183	31.15%
大野木	159	484	32.85%
清滝	78	331	23.56%
梓	43	128	33.59%
河内	97	318	30.50%
ヴィラ・ルシオール	3	90	3.33%
志賀谷	119	393	30.28%
北方	109	385	28.31%
菅江	44	168	26.19%
山室	87	298	29.19%
大鹿	87	344	25.29%
堂谷	61	178	34.27%
本郷	113	373	30.29%
長岡	348	1,181	29.47%
万願寺	63	182	34.62%
西山	69	218	31.65%
加勢野	46	193	23.83%
市場	68	268	25.37%
夫馬	73	293	24.91%
朝日	169	886	19.07%
烏脇	37	156	23.72%
坂口	29	249	11.65%
村居田	98	383	25.59%
井之口	74	289	25.61%
野一色	88	480	18.33%
小田	59	222	26.58%
間田	69	489	14.11%
天満	92	373	24.66%
本市場	30	186	16.13%
池下	95	409	23.23%
山東桜ヶ丘	13	185	7.03%
坂田青成苑 ※	30	33	90.91%
すみれヶ丘	34	451	7.54%
平和台	13	107	12.15%
グリーンタウン坂口	13	293	4.44%
山東地域	3,297	13,294	24.80%

自治会名	65歳以上の人口(A)	全人口(B)	高齢化率(A/B)
甲津原	53	109	48.62%
曲谷	33	75	44.00%
甲賀	28	71	39.44%
吉槻	59	112	52.68%
上板並	81	225	36.00%
下板並	43	99	43.43%
大久保	86	199	43.22%
小泉	13	41	31.71%
伊吹	126	409	30.81%
上野	198	809	24.47%
弥高	61	217	28.11%
春照	297	1,262	23.53%
高番	129	464	27.80%
杉澤	97	412	23.54%
伊吹ヶ丘	8	117	6.84%
南川	2	175	1.14%
村木	74	276	26.81%
大清水	105	367	28.61%
藤川	66	300	22.00%
寺林	17	54	31.48%
上平寺	11	65	16.92%
伊吹地域	1,587	5,858	27.09%

自治会名	65歳以上の人口(A)	全人口(B)	高齢化率(A/B)
梅ヶ原	125	438	28.54%
米原	267	820	32.56%
米原西	187	770	24.29%
下多良	118	1,393	8.47%
中多良	63	442	14.25%
上多良	83	279	29.75%
多良	51	216	23.61%
朝妻	79	242	32.64%
筑摩	128	439	29.16%
磯	448	1,413	31.71%
入江	53	185	28.65%
河南	77	280	27.50%
樋口	80	228	35.09%
南三吉	96	306	31.37%
三吉	173	699	24.75%
西坂	20	62	32.26%
東番場	99	340	29.12%
西番場	73	243	30.04%
一色	98	309	31.72%
醒井	291	767	37.94%
枝折	171	652	26.23%
下丹生	132	420	31.43%
上丹生	172	498	34.54%
賀目山	91	470	19.36%
米原地域	3,175	11,911	26.66%

自治会名	65歳以上の人口(A)	全人口(B)	高齢化率(A/B)
多和田	232	802	28.93%
能登瀬	170	668	25.45%
日光寺	67	234	28.63%
寺倉	57	240	23.75%
新庄	126	468	26.92%
箕浦	112	341	32.84%
西円寺	54	157	34.39%
岩脇	152	539	28.20%
舟崎	38	164	23.17%
高溝	63	221	28.51%
顔戸	231	1,061	21.77%
長沢	131	385	34.03%
宇賀野	256	909	28.16%
飯	131	399	32.83%
世継	185	677	27.33%
近江さくらが丘	58	267	21.72%
近江ニュータウン重町	20	141	14.18%
近江グリーンタウン	16	232	6.90%
サンライズ近江	51	713	7.15%
リバティー近江	17	428	3.97%
近江母の郷ニュータウン	49	746	6.57%
レイクサイド宇賀野	21	620	3.39%
高溝東	5	144	3.47%
近江地域	2,242	10,556	21.24%

米原市 合計	10,301	41,619	24.75%
---------------	---------------	---------------	---------------

●平成22年3月1日現在の住民基本台帳と外国人登録のデータをもとに政策秘書課で作成
 ※坂田青成苑は自治会数には含めない。

参考資料 4 市内自治会ごとの55歳以上人口比率 (平成22年3月1日現在)

自治会名	65歳以上の人口(A)	全人口(B)	高齢化率(A/B)
長久寺	33	66	50.00%
柏原	900	2,029	44.36%
須川	87	183	47.54%
大野木	219	484	45.25%
清滝	140	331	42.30%
梓	56	128	43.75%
河内	154	318	48.43%
ヴィラ・ルシオール	4	90	4.44%
志賀谷	181	393	46.06%
北方	144	385	37.40%
菅江	71	168	42.26%
山室	128	298	42.95%
大鹿	132	344	38.37%
堂谷	88	178	49.44%
本郷	167	373	44.77%
長岡	528	1,181	44.71%
万願寺	96	182	52.75%
西山	105	218	48.17%
加勢野	78	193	40.41%
市場	102	268	38.06%
夫馬	115	293	39.25%
朝日	273	886	30.81%
烏脇	65	156	41.67%
坂口	71	249	28.51%
村居田	162	383	42.30%
井之口	107	289	37.02%
野一色	146	480	30.42%
小田	92	222	41.44%
間田	131	489	26.79%
天満	139	373	37.27%
本市場	52	186	27.96%
池下	155	409	37.90%
山東桜ヶ丘	40	185	21.62%
坂田青成苑 ※	30	33	90.91%
すみれヶ丘	64	451	14.19%
平和台	18	107	16.82%
グリーンタウン坂口	27	293	9.22%
山東地域	5,100	13,294	38.36%

自治会名	65歳以上の人口(A)	全人口(B)	高齢化率(A/B)
甲津原	64	109	58.72%
曲谷	42	75	56.00%
甲賀	37	71	52.11%
吉槻	72	112	64.29%
上板並	108	225	48.00%
下板並	55	99	55.56%
大久保	116	199	58.29%
小泉	22	41	53.66%
伊吹	185	409	45.23%
上野	299	809	36.96%
弥高	88	217	40.55%
春照	466	1,262	36.93%
高番	188	464	40.52%
杉澤	136	412	33.01%
伊吹ヶ丘	24	117	20.51%
南川	9	175	5.14%
村木	111	276	40.22%
大清水	147	367	40.05%
藤川	111	300	37.00%
寺林	24	54	44.44%
上平寺	21	65	32.31%
伊吹地域	2,325	5,858	39.69%

自治会名	65歳以上の人口(A)	全人口(B)	高齢化率(A/B)
梅ヶ原	187	438	42.69%
米原	388	820	47.32%
米原西	287	770	37.27%
下多良	226	1,393	16.22%
中多良	112	442	25.34%
上多良	123	279	44.09%
多良	70	216	32.41%
朝妻	107	242	44.21%
筑摩	190	439	43.28%
磯	664	1,413	46.99%
入江	88	185	47.57%
河南	130	280	46.43%
樋口	116	228	50.88%
南三吉	133	306	43.46%
三吉	276	699	39.48%
西坂	36	62	58.06%
東番場	155	340	45.59%
西番場	99	243	40.74%
一色	144	309	46.60%
醒井	398	767	51.89%
枝折	268	652	41.10%
下丹生	190	420	45.24%
上丹生	273	498	54.82%
賀目山	171	470	36.38%
米原地域	4,831	11,911	40.56%

自治会名	65歳以上の人口(A)	全人口(B)	高齢化率(A/B)
多和田	339	802	42.27%
能登瀬	285	668	42.66%
日光寺	95	234	40.60%
寺倉	90	240	37.50%
新庄	185	468	39.53%
箕浦	164	341	48.09%
西円寺	68	157	43.31%
岩脇	240	539	44.53%
舟崎	64	164	39.02%
高溝	101	221	45.70%
顔戸	380	1,061	35.82%
長沢	194	385	50.39%
宇賀野	384	909	42.24%
飯	176	399	44.11%
世継	253	677	37.37%
近江さくらが丘	103	267	38.58%
近江ニュータウン重町	40	141	28.37%
近江グリーンタウン	36	232	15.52%
サンライズ近江	116	713	16.27%
リバティー近江	47	428	10.98%
近江母の郷ニュータウン	79	746	10.59%
レイクサイド宇賀野	34	620	5.48%
高溝東	9	144	6.25%
近江地域	3,482	10,556	32.99%

米原市 合計	15,738	41,619	37.81%
--------	--------	--------	--------

●平成22年3月1日現在の住民基本台帳と外国人登録のデータをもとに政策秘書課で作成

※坂田青成苑は自治会数には含めない。

地方交付税の見通し

平成21年10月公表の「財政収支の見通し」から抜粋

地方交付税

ア 普通交付税

平成21年度の普通交付税は、4,930,568千円で前年比229,174千円の増（5.3%）でした。これは、新たに地域雇用創出推進費の創設のほか公債費（臨時財政対策債、合併特例債）償還経費の増などにより増額となりました。

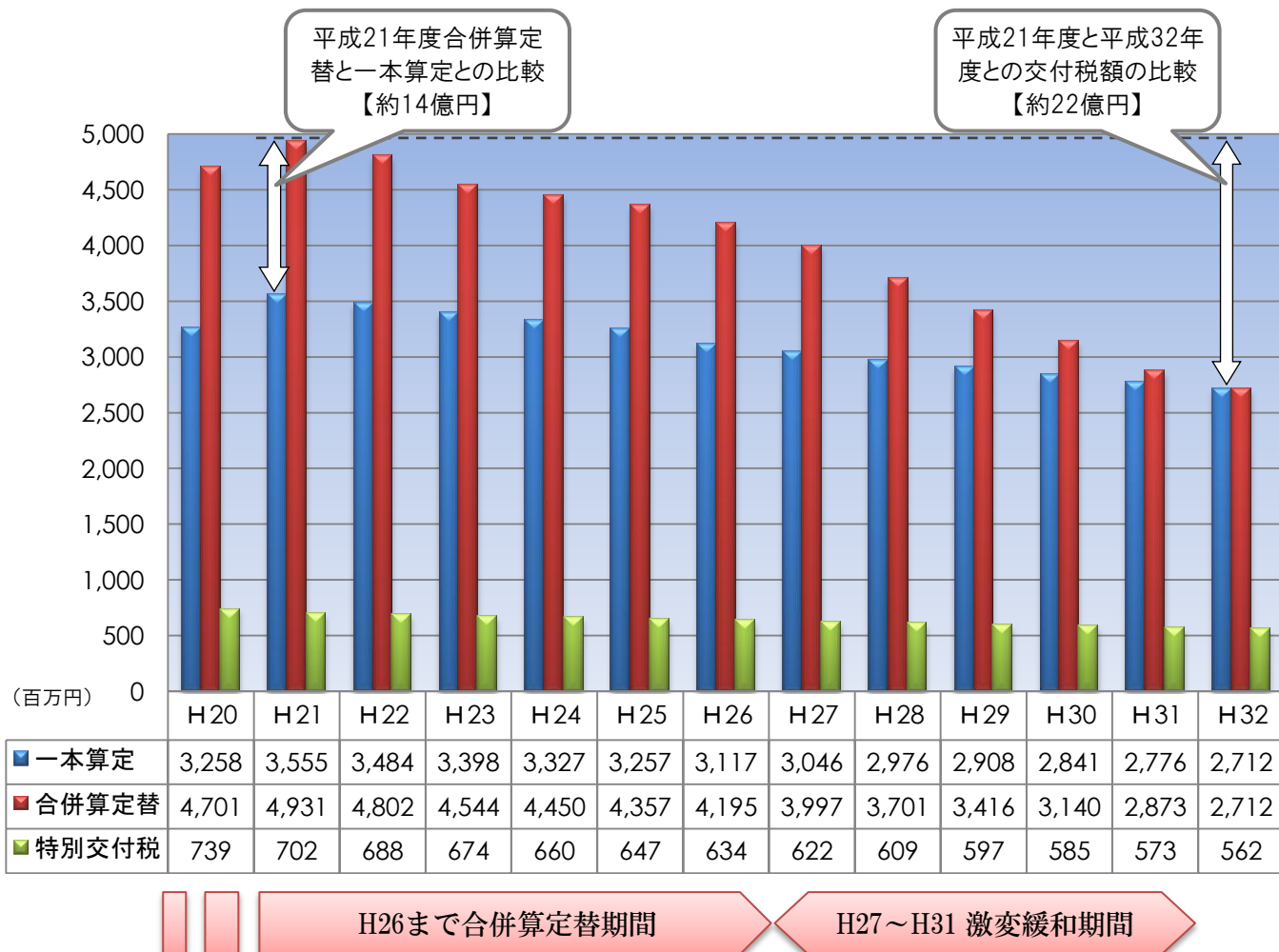
合併特例法（旧法）では、合併当初は合併に伴う臨時的経費が必要とされることや、人件費、施設管理費などすぐに削減できない経費もあることを考慮し、合併した年度およびこれに続く10年間は、合併前の市町村が個々に存在した場合の交付税額が交付され、その後5年間で段階的（0.9、0.7、0.5、0.3、0.1）に縮減していく「合併算定替」が認められています。合併算定替の期間が終了する平成32年度には、新市の人口規模で算出した本来の交付税額（一本算定額）となります。

平成21年度の本算定額は3,555,127千円で合併算定替による交付税額4,930,568千円との比較は1,375,441千円であり、現時点でもこれだけ減額となることがわかります。

後年度の普通交付税の試算については、年々交付税総額が変動していることから、年2%の減で試算しています。また、3町合併の算定については、平成27年度から一本算定に向けた縮減の期間に入ります。旧近江町分は1年遅れで縮減の期間に入りますが試算上困難なため、3町合併の期間と同一で試算しました。この結果、合併算定替が終了する平成32年度の普通交付税は約27億円と試算しました。

イ 特別交付税

普通交付税と同様に年2%の減としています。



米原市は、伊吹山・霊仙山、姉川・天野川そして琵琶湖をめぐる坂田郡四町が2005年に合併して生まれた市です。ホテルが飛び交い、梅花藻が咲き、豊かな湧水が潤す中、人々は自然と共生しながらその営みを続けてきました。それとともに、この地域は、古代から人やモノや情報の結び目として日本の歴史に深く関わり、東西文化の接点としてこの地域独自の文化を生み出してきました。また、人々は深い信仰心をもち助け合いながらこの地に愛着をもって住み続け、その歴史は現代におけるこの地域の文化や社会生活のあり方に深く関わっています。

合併によって、私たちは新しい力を手に入れました。それまでの個々のまちづくりを統合することで、恵まれたさまざまな地域環境を活かした新しいまちづくりをすすめる条件が整ったのです。

私たちは、地域や人々の多様性を尊重し、環境を守りつつ、歴史や文化やモノの流れの結び目としてのこの地域の役割を国際社会に広げつつ、さらに輝かしく発展させていきます。また、市民と事業者等および市の役割分担のもとに、豊かな人間性を持った人々を育み、情報の共有と協働によってこのまちをさらに充実させるために、総力を挙げて取り組んでいきます。

市民が、自主および自立の理念のもと、いつまでもこのまちに安心して住み、働き、学び続けることができるよう、ここに米原市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、米原市が自主および自立の理念に基づき、世代を超えて住み続けられる魅力あるまちづくりを推進するための基本的な事項を定めるとともに、市民、事業者等および市の役割、権利ならびに責務等を明確にすることにより地域社会の活力を高め、米原市における自治の確立および市民福祉の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者(以下「住民」という。)、市内で働く者および学ぶ者をいう。
- (2) 市 米原市の議会および執行機関をいう。
- (3) 事業者等 次に掲げるものをいう。
 - ア 事業者 市内に事業所を有する営利法人をいう。
 - イ 団体等 市内に事務所または活動拠点を有する営利を目的としない組織および団体をいう。
 - ウ 市民自治組織 市内の特定の地域を対象とする地縁団体および地縁団体に類する地縁組織をいう。
- (4) 協働 まちづくりに関する役割分担に基づき、市民、事業者等および市が相互補完的に対等な立場で連携および協力をすすめることをいう。
- (5) 持続的発展 世代を超えて、良好な環境、健全な地域経済および生き生きした市民の地域的連帯を享受することができる社会の発展のあり方をいう。

第2章 まちづくりの基本原則

（市民主権）

第3条 住民は米原市の主権者であり、市は住民の信託により都市経営に対し執行責任を負う。

2 市民は、まちづくりの主役であり、参加、参画および協働により、まちづくりを担うことができるものとする。

(役割分担および協働)

第4条 市民、事業者等および市は、まちづくりにおける役割分担を明確にし、相互補完および連携によって協働のまちづくりを推進するとともに、地域全体の意識の向上および人材育成に努めなければならない。

(持続的発展)

第5条 まちづくりに関する諸活動は、世代を超えた地域全体の公益を増進させるため、持続的な発展に寄与するものでなければならない。

(多様性の尊重)

第6条 すべての市民は、人として尊ばれ、不当な差別から守られる権利を有する。

2 米原市におけるまちづくりは、文化的、歴史的、地理的および環境的多様性に配慮し、市民活動および地域社会の自主性を尊重したものでなければならない。

(情報の共有)

第7条 まちづくりに関する情報は、米原市の公共的財産であり、市民、事業者等および市において共有されることを原則とする。

第3章 まちづくりの役割分担および協働

(市民の役割)

第8条 市民は、地域社会の諸活動を自ら組織し、事業者等および市と連携しつつ、地域社会の活性化および課題の解決のため、公共的活動を推進するものとする。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、地域の経済的活力を高め、地域の雇用の確保に努めるとともに、まちづくりの利害関係者として地域社会の公益に資する資源を提供するものとする。

(団体等および市民自治組織の役割)

第10条 団体等および市民自治組織は、地域社会の公共的活動の主体として、公共的サービスを広く担うことができるものとする。

(市の役割)

第11条 市は、行政によってのみ確実かつ効率的に実施できる事務に限定するよう努め、地域社会全体の円滑かつ効率的な公共的活動に対し必要な支援を行うものとする。

(協働)

第12条 市民、事業者等および市は、まちづくりを推進するため、それぞれ自立しつつ相互補完的に役割を担い、必要に応じて協働を行うものとする。

2 市は、まちづくりにおける参加、参画および協働に関する基本事項を、相互補完の理念に基づき、その内容等について整備するものとする。

第4章 市政情報の管理および運用

(知る権利)

第13条 市民および事業者等は、まちづくりについて適切に判断し行動するために、市が管理する情報を知る権利を有するものとする。

2 市は、市民および事業者等の知る権利を保障するため、適切な時期に、適切な方法で情報を提供し、

または求めに応じて情報を公開しなければならない。

(情報の整備、公開および提供)

- 第14条** 市は、まちづくりにおける市民の参加および参画を有効に機能させるため、計画、実施および評価の段階における情報を市民に提供しなければならない。
- 2 執行機関は、まちづくりに係る情報を迅速に整備し、開示するとともに、わかりやすく説明する責任を果たすよう努めなければならない。
 - 3 議会は、会議を公開するとともに、議会が保有する情報を公開し、市民および事業者等と情報の共有を図ることにより、開かれた議会運営に努めなければならない。
 - 4 議員は、議会活動に関する情報について、市民に開示し、説明するよう努めなければならない。

(個人情報の保護)

- 第15条** 市は、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の保護措置を講じなければならない。

第5章 市民ならびに事業者等の権利および責務

(まちづくりへの関与)

- 第16条** 市民および事業者等は、まちづくりの役割分担に従い、広くまちづくりにおける参加、参画および協働の権利を有する。
- 2 市民および事業者等は、原則として市による計画、実施および評価の活動に参画する権利を有する。
 - 3 市民および事業者等は、米原市の公益を増進させる活動を企画または実施する場合には、その活動の自主性および自立性を損なわない範囲で、必要に応じ市の適切な支援を受ける権利を有する。
 - 4 市民および事業者等は、まちづくりに関与する場合には、自らの意見と行動が公益を増進させるよう努めるものとする。
 - 5 事業者等は、事業活動にあたり、市および市民の公益ならびに地域社会との調和を図るよう努めなければならない。

(市民投票)

- 第17条** 住民は、米原市における重要な課題について住民発意による市民投票によりその総意を明確にすることができる。
- 2 市は、市民投票に関する制度を整備するものとし、投票権の範囲、市民投票における情報の取扱い、投票方法および投票の成立要件等市民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。
 - 3 市長は、市民投票の結果を尊重しなければならない。

第6章 市の責務

(まちづくりの姿勢)

- 第18条** 市は、米原市の持続的発展のために適切かつ効率的な都市経営を推進することにより、市民福祉の向上を図り、常に最少の費用で最大の効果を挙げるよう努めなければならない。
- 2 市は、まちづくりの推進にあたり、自立した都市経営の理念のもとに、健全な財政運営と計画的な事業の実施に努めなければならない。
 - 3 市は、事業者等の組織および運営に関し、その自主性および自立性を損なうおそれのある介入または関与をしてはならない。
 - 4 執行機関は、市民の参加、参画および協働の基盤形成を支援するため研修および啓発を行うものとする。

(倫理規範の確立)

第19条 市は、市民の信頼に応え、法令を適切に解釈し運用しなければならない。

2 市は、違法な手段による要求および米原市の行政執行に関し公正性を損なう不当な要求に応じてはならない。

3 市は、議員および市の職員が職務上受けた不当な要求を排除するため、組織的かつ制度に基づいて対応しなければならない。

4 市の職員は、議員もしくは上司から職務上明らかに違法または不当な要求を受けたと判断したときは、その命令および指示等に従わず、撤回させるために適切な対応をしなければならない。この場合、市は、当該職員に対して不当または不利益な扱いをしてはならない。

(議会の責務)

第20条 議会は、市民の意思が市政に反映され、適正な市政運営が行われるよう執行機関を監視し牽制する機能を果たさなければならない。

2 議会は、調査、政策提起および意見の提出等を活性化するため、具体的な対応をしなければならない。

(議員の責務)

第21条 議員は、住民の代表機関である議会の構成員として、自己研鑽に努め、常に市民全体の利益を行動の指針としなければならない。

(市長の責務)

第22条 市長は、米原市の代表者として主権者である市民の厳粛な信託に応え、この条例にのっとり公正かつ誠実に市政運営にあたり、持続可能な都市経営を推進しなければならない。

2 市長は、常に市民の意向を把握し、定期的に市政の基本方針を市民および事業者等にわかりやすく説明するとともに、予算編成に係る情報をわかりやすく提供しなければならない。

(職員の責務および権利)

第23条 市の職員は、市民および事業者等との協働に基づき、米原市の公益のために誠実に職責を果たし、都市経営の改善および効率的な事務の執行に努めなければならない。

2 市の職員は、職務の遂行に必要な能力を開発し、自己啓発に努め、そのために必要な支援を受けることができる。

第7章 地域自治活動

(市民自治組織)

第24条 住民は、地域社会における良好な自然的、社会的および歴史的環境の維持ならびに増進のため、共同活動を行う市民自治組織をつくることができる。

2 市民自治組織は、必要に応じ市の事業の委託を受け、市と連携して協働事業を実施することができる。

第8章 他の公共機関との関係

(他の地方公共団体等との関係)

第25条 市は、米原市の公益を増進させるために、他の地方公共団体等との広域的連携および協調を図り、まちづくりを推進するものとする。

(国および関連機関との関係)

第26条 市は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国との適切な役割分担の原則にのっとり、国およびその関連機関との適切な連携および協力をすすめるものとする。

(国際社会との関係)

第27条 市は、国際社会における諸原則ならびに国際的合意および国際機関の活動に配慮しつつ、国際社会における活動を通じて市民福祉の向上と地域社会の発展を図るように努めるものとする。

第9章 米原市自治基本条例推進委員会

(米原市自治基本条例推進委員会の設置等)

第28条 市長は、この条例の実効性を高め、市民、事業者等および市による推進体制を確保するため、米原市自治基本条例推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

2 推進委員会は、この条例に基づく政策の制度化、事業の改善およびまちづくり体制の整備等の運営状況を定期的に検証評価し、改善点を指摘し、社会情勢に適合した運営となるよう是正等を求めることができる。

3 推進委員会は、この条例の運用に係る市民、事業者等および関係者の意見聴取等の調査を実施し、市長に意見書を提出することができる。

4 推進委員会は、この条例の改正または廃止に関する諮問に対して審議を行い、市長に答申を提出するほか、軽微な変更について意見書を提出するものとする。

5 前4項に規定するもののほか、推進委員会の組織および運営に関し、必要な事項は、別に規則で定める。

第10章 最高規範

(最高規範)

第29条 この条例は、米原市における最高規範であり、市民、事業者等および市は、この条例を遵守し、この条例を守り育て、次代に引き継ぐ責務を負う。

第11章 条例の改廃

(条例の改廃)

第30条 市長は、この条例を改正または廃止する場合には、推進委員会に意見を求め、市民投票において、その過半数の賛成を得なければならない。ただし、推進委員会が市民投票を不要と判断したとき、または軽微な変更についてはこの限りでない。

（設置）

第1条 行財政改革の推進を図るため、米原市行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）行財政改革大綱および行財政改革行動計画の策定ならびに実績に関すること。
- （2）その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

（組織）

第3条 本部は、本部長、副本部長および本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもってあてる。
- 3 副本部長は副市長および教育長をもってあてる。
- 4 本部員は、部長（部長相当の職にある者を含む。）、総務部総務課長および財政課長をもってあてる。

（本部長および副本部長）

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長の定めるところによりその職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、本部の業務を推進する。

（会議）

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

（行財政改革推進作業部会）

- 第6条 本部に行財政改革推進に関する総合調整機能および基礎的検討を担当する行財政改革推進作業部会（以下「作業部会」という。）を設ける。
- 2 作業部会は、本部長の命を受けて、本部に付議すべき案件の調査・研究を行うものとする。

（庶務）

第7条 本部および作業部会の庶務は、政策秘書課経営戦略室において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（目的）

第1条 地方分権の時代における自立したまちづくりをめざし、持続可能な自治体経営を確立するために、市が取り組むべき行財政改革の方策について幅広く意見を求めるため、米原市行財政改革市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 市民会議は、次に掲げる事項について、意見を具申するものとする。

- (1) 行財政改革大綱の策定に関すること。
- (2) 行財政改革の推進状況に関すること。

（組織）

第3条 市民会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募による市民代表者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、3年以内とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（座長および副座長）

第5条 市民会議に座長および副座長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 座長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

（市民会議の運営方法）

第6条 市民会議は、座長が招集し、座長は市民会議の議長となる。

（関係者の出席）

第7条 座長は、市民会議において必要があるときは、関係者の出席を求め、説明を聞くことができる。

（庶務）

第8条 市民会議の庶務は、政策秘書課経営戦略室において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は座長が市民会議に諮って定める。